

構造改革特区（中心市街地活性化のための大店立地法の特例）について

平成15年2月
経済産業省

1. 目的

大型店の退店問題などにより中心市街地の疲弊が進む状況に鑑み、大店立地法の手続き簡素化によって、大型店の迅速な出店や空き店舗対策を促進し、中心市街地の商業を活性化することを目的とする。

2. 特区の範囲

中心市街地活性化法に定める基本計画の対象区域またはその一部であって、都道府県及び政令指定都市が、大規模小売店舗の迅速な立地により商業の活性化を図ることが特に必要な区域として判断した区域。

3. 特区認定申請の手続き

- ・ 都道府県または政令指定都市は、内閣総理大臣から特区認定を受ける。
- ・ 都道府県または政令指定都市が特区認定の申請を行うにあたっては、予め関係市町村と協議するとともに、住民等（居住者、事業者、商工会議所等）に説明し、意見を聴取する。

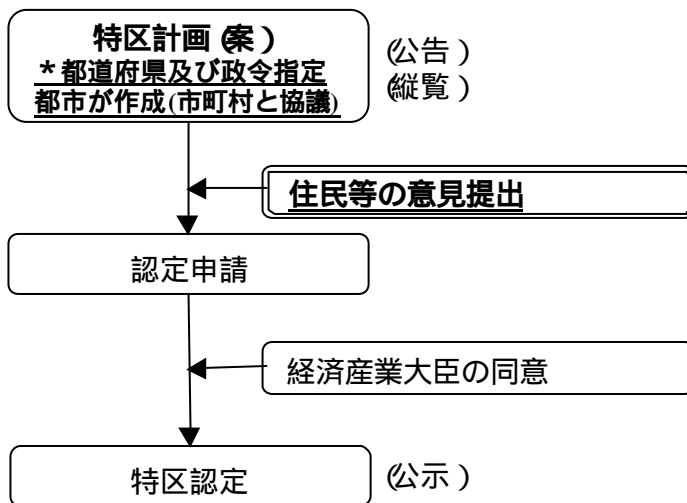
4. 特区の効果（大店立地法の手続き簡素化）

- ・ 新設・変更に係る実施制限（8ヶ月間）の解除
- ・ 関係者からの意見聴取、県意見表明手続きの除外
- ・ 添付書類の簡素化（駐車台数の算定根拠、騒音予測、誘導経路等）

特区における手続きの流れ

(別紙)

【特区認定申請手続き】



【出店立地法手続き】

